

野木町中小企業 振興資金融資制度



野木町

(2022年4月1日改訂版)

野木町中小企業振興資金融資制度

制度の概要 この制度は、野木町の中小企業の育成並びに経営の安定を図る目的で、各金融機関の協力を得て融資を行う制度です。

融資の範囲 (1) 町内に事業所を有する中小企業者の法人及び個人。
(資格) 中小企業者とは下記資本金、従業員のいずれかが該当するものです。

業種別	資本金	従業員数
商業・サービス業	1,000万円以下	50人以下
上記以外の業	1,000万円以下	300人以下

- (2) 栃木県信用保証協会の保証がうけられること。
(3) 融資対象については、「融資の種類」の「融資対象」参照。

対象とならない業種

1. 農業（養蚕，家畜業を含む）
2. 林業及び狩猟業
3. 金融業（質屋を含む），証券業
4. 風俗営業の許可を受けている飲食店（バー，キャバレー等）
5. 遊興娯楽業（パチンコ店等）

融資の種類

資金種類	野木町中小企業運転資金	野木町中小企業設備資金
融資対象	町内に事業所を有する中小企業者であって、1年以上現在の事業を営み、町税を完納しかつその経営が健全で返済能力が確実と認められるものとする。ただし、バー、キャバレー、遊技場及び金融業を営むものを除く	
資金使途	商品や材料仕入、賃金の支払等、直接事業に使用する資金	(1) 工場・店舗等の購入、新築、増改築または改装に使用する資金 (2) 車両・機械設備等の設置または整備に使用する資金
融資限度額	500万円	1,000万円
融資期間	7年以内	10年以内
償還方法（据置期間含）	月賦均等償還 (原則として6ヶ月以内の据置)	
貸付利率	町と取扱金融機関が協議して定めた率	
信用保証料	栃木県信用保証協会所定の保証利率とする	
申請期間および貸付期間	随時	
その他	(1) この制度による既存債務に上乗せして借り換えることができる（運転資金のみ） (2) この制度において野木町創業支援資金の既存債務に上乗せして借り換えることができる（運転資金のみ） (3) 設備資金においては、償還完済後でなければ新たに同一資金の融資を受けることができない (4) 運転資金及び設備資金を重複して融資を受ける場合、最高限度額は1,000万円とする	

資金種類	野木町中小企業創業支援資金	
融資対象	次のいずれかに該当する町内に創業しようとする者で町税を完納しているもの。ただし、バー、キャバレー、遊技場及び金融業を営むものを除く ア 同一業種の企業に5年以上勤務している従業員(創業のため退職して1年以内の者を含む)で、その技術、経験を活かして創業しようとする者(1年以上住民登録している者) イ 法律に基づく資格を有し、その資格を活かして創業しようとする者 ウ 創業後1年未満で、法人にあっては商業登記を、個人にあっては住民登録を町内にしている者	
資金使途	創業後1年未満、またはこれから創業する者が使用する運転資金または設備資金	
融資限度額	500万円	
融資期間	運転資金 7年以内	設備資金 10年以内
償還方法(据置期間含)	月賦均等償還 (原則として6ヶ月以内の据置)	
貸付利率	町と取扱金融機関が協議して定めた率	
信用保証料	栃木県信用保証協会所定の保証利率とする	
申請期間および貸付期間	随時	
その他	償還完済後でなければ新たに同一資金の融資を受けることができない	

信用保証料の補助

償還完済後予算の範囲で補助します。

支払利子の補助

年間支払利子の1/2を補助します。

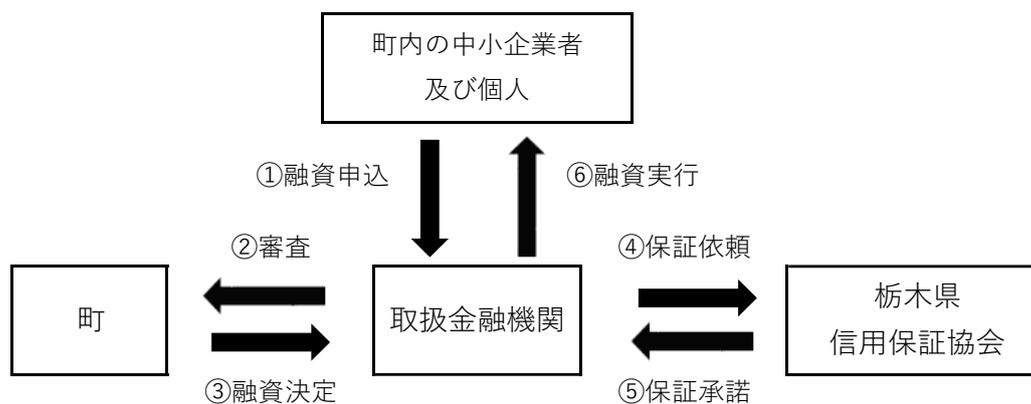
融資の制限

併用融資の場合は最高限度額1,000万円

○現在の融資利率

野木町中小企業運転資金	3年以内	1.6%
	5年以内	1.8%
	7年以内	2.0%
野木町中小企業設備資金	3年以内	1.6%
	5年以内	1.8%
	7年以内	2.0%
	10年以内	2.2%
野木町中小企業創業支援資金	3年以内	1.5%
	5年以内	1.7%
	7年以内	1.9%
	10年以内	2.1%

○融資までの手順



【相談窓口】

○取扱金融機関

- ・ 足利銀行野木支店
- ・ 栃木銀行野木支店
- ・ 足利小山信用金庫野木支店
- ・ 常陽銀行古河支店

○町商工会 ☎55-2233

○町産業振興課商工観光係 ☎57-4153

手続きに必要な書類

		運転資金	設備資金	創業支援資金※			備考
				ア	イ	ウ	
1	融資幹旋依頼書及び融資依頼書、信用保証協会の定める申込書一式	○	○	○	○	○	栃木県信用保証協会所定の様式
2	決算書(明細及び内訳書含む)確定申告書 2期分	○	○				創業後2年未満の場合など2期分の添付が出来ない場合のみ、1期分で可
3	納税証明書	○	○	○	○	○	
4	固定資産評価証明書 (申込人及び保証人)	○	○	○	○	○	固定資産を有しない場合は、固定資産を有しない証明書
5	許認可等の写	○	○	○	○	○	信用保証協会にて許認可証の提出を求めている業種のみ
6	工事受注明細	○	○	○	○	○	建設業の場合のみ
7	試算表(決算から6か月経過している場合)又は直近の売上推移表	○	○	○	○	○	
8	住民票	△	△	○	○	○	個人の場合のみ
9	商業登記簿謄本	△	△			○	法人・組合の場合のみ
10	定款及び名簿	△	△	○	○	○	名簿については組合の場合のみ
11	見積書		○	●	●	●	
12	カタログ又は設計図・平面図等		○	●	●	●	

13	創業計画書			○	○	○	栃木県信用保証協会の書式による
14	勤続証明書			○			
15	資格認定書の写				○		

注 1 △は新規融資以外の場合省略できる。
 2 各種証明書等は、最新のを添付する。
 3 ●は設備資金の場合のみとする。
 ※ ここでのア・イ・ウとは野木町中小企業創業支援資金の融資対象のア・イ・ウのことをいう。